

回覧

2024 年 4 月 12 日
2023 年度会長 中川 久男

記

班長および役員の規定(会則 一般規定)について

2023 年度役員会にて一般規定の一部変更を行いました。
その結果、以下とします。

4 役員及び班長候補者の免除条項

- (1) 役員は満 80 歳になればその任に就かないこととする。但し、本人が承諾すれば、この限りではないが、85 歳を超えることはできない
- (2) 班長は満 85 歳になればその任に就かないこととする。
- (3) 上記の項目を申請せんとするものは年齢を証明する文書(免許・健康保険証等)あるいはその写しを提示しなければならない。

実際に適応となるのは、2025 年度の班長・役員の方々から対象となります。

上記のように、規定変更致しましたので、回覧にて周知とさせていただきます。

以上